

追浜駅交通結節点事業計画推進会議 規約

(名称)

第1条 本会は、「追浜駅交通結節点事業計画推進会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会議は、令和3年3月に策定された「追浜駅交通結節点整備事業計画」（以下、「事業計画」という。）について、事業計画策定以降、関連計画の進捗や再開発事業の進捗など、追浜駅の周辺環境が変化している中で課題に対応すべく事業計画を改定すると共に追浜駅交通結節点整備事業の着実な推進を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 本会議は、第2条の目的を達成するために、次の事項について検討等を行う。

- (1) 事業計画改定及び事業推進に係る検討
- (2) その他、第2条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 本会議は、第2条の目的を達成するため、各有識者、各行政機関、各関係民間事業者等をもって組織し、委員の構成は別紙のとおりとする。

2. 委員の追加・変更は、本会議の承認を得るものとする。
3. 委員は、やむを得ない事情により本会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、事業推進に必要な検討が完了するまでとする。

(座長)

第6条 本会議の座長は、本会議委員の中から互選により充てる。

2. 座長は、本会議を総括する。
3. 座長が職務を遂行できない場合は、予め座長が指名する委員が、その職務を代理する。
4. 座長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
5. 座長は、やむを得ない事由により本会議の開催が困難な場合においては、資料等を委員、当該議事に関係のある臨時委員に送付し、その意見を聴取し、それをもって

本会議の開催に代えることができる。

(会議の運営)

第7条 本会議は、第3条に規定する事項を検討するため、必要に応じ、事務局が招集する。

2. 本会議は、運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第9条 本会議は、非公開で行うものとする。なお、公開の必要がある場合には、本会議の承認をもって行うものとする。

(会議資料の公表)

第10条 本会議の設立趣意書、規約、委員名簿及び開催概要については、公開とする。

2. 本会議の配付資料については、非公開とする。

(事務局)

第11条 本会議の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2. 事務局は、横須賀市経営企画部まちづくり政策課、及び国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所調査課に置くものとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。

また、本規約の改正等は、本会議の審議を経て行うことができるものとする。

付則

本規約は、令和6年8月6日から適用する。

追浜駅交通結節点事業計画推進会議 委員名簿

※順不同、敬称略

| | | 所属・役職 | 氏名 |
|-------|----|----------------------------------|--------|
| 有識者 | 座長 | 東京大学大学院 教授 | 羽藤 英二 |
| | 委員 | 横浜国立大学大学院 准教授 | 野原 卓 |
| 鉄道事業者 | 委員 | 京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 鉄道統括部長 | 四宮 浩 |
| | 委員 | 京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 まちづくり推進部長 | 谷井 健 |
| 行政 | 委員 | 神奈川県 県土整備局 都市部長 | 近藤 修宏 |
| | 委員 | 神奈川県 県土整備局 技監兼道路部長 | 池田 一紀 |
| | 委員 | 横須賀市 副市長 | 田中 茂 |
| | 委員 | 横須賀市 まちづくり政策担当部長 | 工藤 久幸 |
| | 委員 | 国土交通省 関東地方整備局 道路部 交通拠点調整官 | 石倉 丈士 |
| | 委員 | 国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所長 | 宮本 久仁彦 |
| DC | 委員 | 追浜えき・まち・みちデザインセンター ディレクター | 芝原 貴史 |